

2024年度 介護保険領域における実態調査

このたびは調査にご協力くださりありがとうございます。

【調査目的】

臨床の実態を把握し、今後の介護報酬改定における要望活動等の資料とすること

【倫理的配慮】

- ・回答いただいた内容は統計的に処理し、個々の回答を公表することはありません。
- ・ご回答いただいた皆様との情報共有と、協会員に当該領域の作業療法の実態について周知するため、機関誌へ結果の掲載を予定しています。

【所要時間】

約15～20分

【調査項目】

- 1．施設情報
- 2．個別回答：事業を1つ選択し回答（介護老人保健施設／介護福祉施設／介護医療院／通所介護（共生型含む）／認知症対応型通所介護／通所リハビリテーション／訪問リハビリテーション／訪問看護）
- 3．社会参加への取り組み
- 4．賃上げについて
- 5．その他

【注意事項】

- ・回答内容がデータではお手元に残りません。
- ・特に記載がない項目に関しては、回答時点の状況でお答えください。
- ・算定している加算項目を何う質問がございます。回答者が把握している範囲でください。
- ・「2．個別回答」において、一度に回答いただけるのは1事業のみとなります。2つ以上のサービスについて回答いただける場合は、お手数ですが一度最後まで回答された後、再度アクセスし、異なるサービスについてご回答ください。
（例：1回目→通所リハビリテーションを回答→完了、再度アクセスして2回目→訪問リハビリテーションを回答）

どうぞよろしくお願いいたします。

2024年度 介護保険領域における実態調査

施設情報

1. 法人にて有している介護保険のサービスについてお答えください。

※複数回答可

- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設
- 介護医療院
- 短期入所生活介護
- 居宅療養管理指導
- (地域密着型) 通所介護
- 通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護
- その他(具体的に)

* 2. サービス毎の状況についてお答えいただきます。リハビリテーション専門職の人数や加算等についてお伺いするため、状況のわかるサービスを一つ選択してください。

- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設
- 介護医療院
- 通所介護 (共生型含む)
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護

2024年度 介護保険領域における実態調査

通所介護（共生型含む）

特に記載がない項目に関しては、回答時点の状況でお答えください。

1. 事業所名をお答えください。

※回答は任意です。

2. 作業療法士の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

3. 通所介護に勤務している作業療法士の人数（常勤と非常勤の合計）をお答えください。

※数字のみお答えください。

4. 3のうち、日本作業療法士協会に所属している人数をお答えください。

※数字のみお答えください。

5. 理学療法士の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

6. 言語聴覚士の常勤換算数をお答えください。

※数字のみお答えください。

7. 作業療法士の人数は十分ですか。

- 足りている
 不足している

8. 作業療法士の求人はしていますか。

- している
 していない

9. 利用者の主疾患で多いものを3つお答えください。

(選択肢：脳血管疾患／心疾患（心臓病）／関節疾患／認知症／骨折・転倒／高齢による衰弱／その他)

1番目に多い

2番目に多い

3番目に多い

その他を選択した場合は記載してください。

10. 1日あたりの定員をお答えください。

※数字のみお答えください。

11. 2024年9月1日時点での要介護認定を受けている利用者の人数をお答えください。

※数字のみお答えください。

12. 2024年9月1日時点での要支援認定を受けている利用者の人数をお答えください。

※数字のみお答えください。

13. 算定しているものをすべて選択してください。

- 通常規模型通所介護費（2時間以上3時間未満）
- 通常規模型通所介護費（3時間以上4時間未満）
- 通常規模型通所介護費（4時間以上5時間未満）
- 通常規模型通所介護費（5時間以上6時間未満）
- 通常規模型通所介護費（6時間以上7時間未満）
- 通常規模型通所介護費（7時間以上8時間未満）
- 通常規模型通所介護費（8時間以上9時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（2時間以上3時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（3時間以上4時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（4時間以上5時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（5時間以上6時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（6時間以上7時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（7時間以上8時間未満）
- 大規模型通所介護費（I）（8時間以上9時間未満）
- 大規模型通所介護費（II）（2時間以上3時間未満）
- 大規模型通所介護費（II）（3時間以上4時間未満）
- 大規模型通所介護費（II）（4時間以上5時間未満）
- 大規模型通所介護費（II）（5時間以上6時間未満）

- 大規模型通所介護費（Ⅱ）（6時間以上7時間未満）
- 大規模型通所介護費（Ⅱ）（7時間以上8時間未満）
- 大規模型通所介護費（Ⅱ）（8時間以上9時間未満）
- 高齢者虐待防止措置未実施減算
- 業務継続計画未策定減算
- 延長加算（9時間以上10時間未満の場合）
- 延長加算（10時間以上11時間未満の場合）
- 延長加算（11時間以上12時間未満の場合）
- 延長加算（12時間以上13時間未満の場合）
- 延長加算（13時間以上14時間未満の場合）
- 共生型通所介護を行う場合の減算（指定生活介護事業所が行う場合）
- 共生型通所介護を行う場合の減算（指定自立訓練事業所が行う場合）
- 共生型通所介護を行う場合の減算（指定児童発達支援事業所が行う場合）
- 共生型通所介護を行う場合の減算（指定放課後等デイサービス事業所が行う場合）
- 生活相談員配置等加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- 入浴介助加算（Ⅰ）
- 入浴介助加算（Ⅱ）
- 中重度者ケア体制加算
- 生活機能向上連携加算（Ⅰ）
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ）
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ
- 個別機能訓練加算（Ⅱ）
- ADL維持等加算（Ⅰ）
- ADL維持等加算（Ⅱ）
- 認知症加算
- 若年性認知症利用者受入加算
- 栄養アセスメント加算
- 栄養改善加算
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）
- 口腔機能向上加算（Ⅰ）
- 口腔機能向上加算（Ⅱ）
- 科学的介護推進体制加算
- 同一建物減算
- 送迎減算
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)
- 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)
- 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)
- 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)
- 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)
- 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)

14. 個別機能訓練加算についてお伺いします。

個別機能訓練加算 (Ⅰ) の基準、報酬の改定によって、加算は算定しやすくなりましたか。

- 算定しやすくなった
- 算定しにくくなった
- 変わらない

15. 個別機能訓練加算についてお伺いします。

個別機能訓練を担当する職種はどのような職種ですか。

※複数回答可

- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 看護職員 (看護師・准看護師)
- 柔道整復師
- あん摩マッサージ指圧師
- はり師・きゅう師

16. 入浴介助加算 (Ⅱ) によって、在宅での入浴に繋がったケースは月に何件ありますか。

- 0件
- 1件~5件
- 6件~10件
- 11件~15件
- 16件以上

17. ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算 (Ⅱ) におけるADL利得の要件について、「二以上」を「三以上」と見直されました。このことによる影響はありますか。

※複数回答可

- 自立支援・重度化防止への取組が進むと考えられる
- バースルインデックスの点数の変化だけでは評価は難しい
- ADL利得が「二以上」から「三以上」になったことでADL維持等加算 (Ⅱ) の取得自体が難しくなった
- ADL維持等加算の取得自体が難しい
- その他 (具体的に)

18. 運動機能向上加算の廃止と要支援の方々への送迎減算の導入によって、要支援の方々の今後の受け入れについてご回答ください。

- 要支援の方々の受け入れを縮小する
- 要支援の方々の受け入れを拡大する
- 要支援の方々の受け入れには大きな変化はない
- 元々予防通所介護を実施していない

19. 本調査の回答回数についてお伺いします。
(2回以上の回答をしている場合は調査終了ページに飛びます)

- 1回目
- 2回以上

2024年度 介護保険領域における実態調査

社会参加への取り組み

1. 高齢者や要介護者に対する就労支援（有償ボランティアを含む）等の社会参加に関して取り組んでいることがあれば教えてください。

2024年度 介護保険領域における実態調査

賃上げについて

所属している作業療法士全体について伺います。

1. 令和6年度介護報酬改定によって、介護職員等処遇改善加算の対象職種に作業療法士は入りましたか。

- 入った
- 介護職員等処遇改善加算は算定しているが、作業療法士は入っていない
- 介護職員等処遇改善加算の算定対象の事業所ではあるが、算定していない
- 介護職員等処遇改善加算が算定対象の事業所ではない
- わからない

2. 今年度、定期昇給はありましたか。

- 既にあった
- 今後ある予定
- ない
- わからない

3. 今年度、定期昇給以外の賃上げはありましたか。（手当、一時金等）

- 既にあった
- 今後ある予定
- ない
- わからない

4. 今年度、定期昇給および定期昇給以外の賃上げ（手当、一時金等）が「既にあった」「今後ある予定」と回答された方に伺います。

なぜ賃上げがされましたか。

※複数回答可

- 例年通りの定期昇給であったため
- 介護報酬改定がプラス改定であったため
- 処遇改善加算が一体的運用になったため
- 収益の増加があったため
- わからない
- その他（具体的に）

2024年度 介護保険領域における実態調査

その他

1. 介護報酬についてご意見があればご記載ください。

何を書いていただいても構いませんが、特に「算定しているが労力に対して報酬が低い」「報酬と労力が見合わないので算定していない」などの加算等がありましたら項目や内容を教えていただけますと幸いです。

2. 2025年1、2月頃に意見交換会の開催を予定しております。この意見交換会について関心はありますか。

- 関心があり参加したい
- 関心はない
- その他（具体的に）